平成２４年（フ）第５０５号
千葉県習志野市大久保１丁目23番８―302号
債務者　大坪　香織（旧姓小山内）
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５２１号
千葉県市原市五所1759番地１　県営住宅１棟802号
債務者　小川　勝一
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５２７号
市川市欠真間２丁目15番22号　第一アローアイランド201号
債務者　高橋　敏治
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第５４５号
千葉県市原市東国分寺台３丁目５番地６　レークヒル105号
債務者　高山　達男
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３１号
静岡県沼津市下香貫石原1295番地の１　ＭＫプランドール301号、前住所静岡県沼津市大塚364番地の１　レオパレス川口101号
債務者　三鬼　陽一
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
静岡県三島市徳倉１丁目16番12号　平和荘202
債務者　杉山　千鶴
法定代理人親権者母　杉山　明美
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
静岡県三島市徳倉１丁目16番12号　平和荘202
債務者　杉山　明美
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１５０号
静岡県駿東郡清水町伏見630番地の１　フジハイム102、前住所静岡県三島市千枚原１番地の４
債務者　大嶋　夏美（旧姓植田）
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
静岡県沼津市足高558番地の２
債務者　鈴木　栄子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
静岡県沼津市足高558番地の２
債務者　鈴木　　貢
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１８９号
静岡県伊豆市下船原240番地
債務者　堀井　直子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第９５２号
愛知県あま市甚目寺大渕57番地11
債務者　吉川　兼行
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９７号
愛知県刈谷市荒井町２丁目３番地３　シャトレーアライ101号
債務者　松本マークコンスタンティン
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２０４号
愛知県岡崎市戸崎町字牛転49番地　松光館201
債務者　榊原　真葵
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
岡山県倉敷市中畝４丁目６番23号
債務者　梶原　純子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
愛知県豊川市野口町横根１番地の８　野口住宅Ｃ棟203号、破産手続申立時の住所岡山県倉敷市石見町２番21号マンション平松Ｃ101
債務者　白井　路也
1　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
岡山県倉敷市中島1186番地４サンライフ中島ＢⅡ202
債務者　山邉　恭子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係